

主 文

本件上告を棄却する。

理 由

弁護人松永志逸の上告趣意のうち、判例違反をいう点は、原判断にそわない事実関係を前提とするものであり、その余の点は、事実誤認、単なる法令違反、量刑不当の主張であつて、すべて刑訴法四〇五条の上告理由にあたらない。

よつて、同法四一四条、三八六条一項三号により、裁判官全員一致の意見で、主文のとおり決定する。

昭和五〇年四月二一日

最高裁判所第二小法廷

裁判長裁判官	岡	原	昌	男
裁判官	小	川	信	雄
裁判官	大	塚	喜	一郎
裁判官	吉	田		豊